

日において公務扶助料、又は遺族

金を受給していること。
④ 死亡理由が期間内における公務上であり、かつ公務員の死亡が昭和四八年三月三一日以前であること。

「厚生課より」 介護見舞金が支給 在宅重症心身障害者に

県では在宅の重症心身障害者をお抱えの保護者に対し、日頃のご労苦に報いるため見舞金を支給します。一、町内にお住いの重症心身障害者の保護者へ(ただし、施設に入所しておられる障害者の保護者は除かれます)

二、金額

一二、〇〇〇円

三、支給の時期

一二月中旬

四、届出の時期

一〇月三二日まで

五、役場厚生課窓口へ

六、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

七、旧防空法に基づく防空従事者等を準軍属として処遇

八、旧防空法に基づき地方長官の從事令書を受け防空の実施に従事中傷害された本人、又は遺族に対し戦死傷者戦没者遺族等援護法が適用されます。

九、該当と予測される者

十、死傷者

十一、該当と予測される者

十二、死傷者

十三、該当と予測される者

十四、死傷者

十五、該当と予測される者

十六、死傷者

十七、該当と予測される者

十八、死傷者

十九、該当と予測される者

二十、死傷者

二十一、該当と予測される者

二十二、死傷者

二十三、該当と予測される者

二十四、死傷者

二十五、該当と予測される者

二十六、死傷者

二十七、該当と予測される者

二十八、死傷者

二十九、該当と予測される者

三十、死傷者

三十一、該当と予測される者

三十二、死傷者



夜間の事故防止に一役 自転車ステッカー貼り作戦

大野の市日の多くの通行する日を選んで、去る九月二十八日交番に於て、自転車乗りの交差点における自転車の折折の方法が、小学生や中学生に比較すると特に大人が信号を無視し、ル

ることから、特に夜間ドライバーが自転車の発見を容易にし事故を未然に防止しようとするもの、市

野小学校前交差点で、自転車乗りの街頭指導が行われ、後部反射鏡の不備な自転車約二〇〇台に反射鏡のステッカー貼りを行われた。これは最近の自転車の普及の増大とともに事故の発生が予測され

(4)

援護法等の改正のお知らせ

一、旧防空法に基づく防空従事者等を準軍属として処遇

二、旧防空法に基づき地方長官の從事令書を受け防空の実施に従事中傷害された本人、又は遺族に対し戦死傷者戦没者遺族等援護法が適用されます。

三、該当と予測される者

四、届出の時期

一〇月三二日まで

五、支給の時期

一二月中旬

六、役場厚生課窓口へ

七、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

八、届出の時期

一二月三二日まで

九、支給の時期

一二月中旬

十、役場厚生課窓口へ

十一、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

十二、届出の時期

一二月三二日まで

十三、支給の時期

一二月中旬

十四、役場厚生課窓口へ

十五、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

十六、届出の時期

一二月三二日まで

十七、支給の時期

一二月中旬

十八、役場厚生課窓口へ

十九、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

二十、届出の時期

一二月三二日まで

二十一、支給の時期

一二月中旬

二十二、役場厚生課窓口へ

二十三、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

二十四、届出の時期

一二月三二日まで

二十五、支給の時期

一二月中旬

二十六、役場厚生課窓口へ

二十七、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

二十八、届出の時期

一二月三二日まで

二十九、支給の時期

一二月中旬

三十、役場厚生課窓口へ

(4)

一、旧防空法に基づく防空従事者等を準軍属として処遇

二、旧防空法に基づき地方長官の從事令書を受け防空の実施に従事中傷害された本人、又は遺族に対し戦死傷者戦没者遺族等援護法が適用されます。

三、該当と予測される者

四、届出の時期

一〇月三二日まで

五、支給の時期

一二月中旬

六、役場厚生課窓口へ

七、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

八、届出の時期

一二月三二日まで

九、支給の時期

一二月中旬

十、役場厚生課窓口へ

十一、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

十二、届出の時期

一二月三二日まで

十三、支給の時期

一二月中旬

十四、役場厚生課窓口へ

十五、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

十六、届出の時期

一二月三二日まで

十七、支給の時期

一二月中旬

十八、役場厚生課窓口へ

十九、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

二十、届出の時期

一二月三二日まで

二十一、支給の時期

一二月中旬

二十二、役場厚生課窓口へ

二十三、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

二十四、届出の時期

一二月三二日まで

二十五、支給の時期

一二月中旬

二十六、役場厚生課窓口へ

二十七、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

二十八、届出の時期

一二月三二日まで

二十九、支給の時期

一二月中旬

三十、役場厚生課窓口へ

三十一、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

三十二、届出の時期

一二月三二日まで

三十三、支給の時期

一二月中旬

三十四、役場厚生課窓口へ

三十五、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

三十六、届出の時期

一二月三二日まで

三十七、支給の時期

一二月中旬

三十八、役場厚生課窓口へ

三十九、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

四十、届出の時期

一二月三二日まで

四十一、支給の時期

一二月中旬

四十二、役場厚生課窓口へ

四十三、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

四十四、届出の時期

一二月三二日まで

四十五、支給の時期

一二月中旬

四十六、役場厚生課窓口へ

四十七、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

四十八、届出の時期

一二月三二日まで

四十九、支給の時期

一二月中旬

五十、役場厚生課窓口へ

五十一、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

五十二、届出の時期

一二月三二日まで

五十三、支給の時期

一二月中旬

五十四、役場厚生課窓口へ

五十五、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

五十六、届出の時期

一二月三二日まで

五十七、支給の時期

一二月中旬

五十八、役場厚生課窓口へ

五十九、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

六十、届出の時期

一二月三二日まで

六十一、支給の時期

一二月中旬

六十二、役場厚生課窓口へ

六十三、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

六十四、届出の時期

一二月三二日まで

六十五、支給の時期

一二月中旬

六十六、役場厚生課窓口へ

六十七、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

六十八、届出の時期

一二月三二日まで

六十九、支給の時期

一二月中旬

七十、役場厚生課窓口へ

七十、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

七十一、届出の時期

一二月三二日まで

七十二、支給の時期

一二月中旬

七十三、役場厚生課窓口へ

七十四、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

七十五、届出の時期

一二月三二日まで

七十六、支給の時期

一二月中旬

七十七、役場厚生課窓口へ

七十八、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

七十九、届出の時期

一二月三二日まで

八十、支給の時期

一二月中旬

八十一、役場厚生課窓口へ

八十二、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

八十三、届出の時期

一二月三二日まで

八十四、支給の時期

一二月中旬

八十五、役場厚生課窓口へ

八十六、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

八十七、届出の時期

一二月三二日まで

八十八、支給の時期

一二月中旬

八十九、役場厚生課窓口へ

九十、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

九十一、届出の時期

一二月三二日まで

九十二、支給の時期

一二月中旬

九十三、役場厚生課窓口へ

九十四、なお重症心身障害者は、重度の精神薄弱(知能指数三五以下)

九十五、届出の時期

一二月三二日まで